

役員報酬等並びに費用に関する規程

公益財団法人 地域創造基金さなぶり

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 地域創造基金さなぶり（以下、「この法人」という）の定款第31条の規定に基づき、役員報酬並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人の非常勤の役員、評議員は、無報酬とする。

2 この法人は、定款第31条に基づき、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

3 常勤役員には評議員会において定める総額の範囲内において、(別表)「常勤役員報酬表」に基づき定例役員報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の定例報酬月額、(別表)「常勤役員報酬表」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は(別表)「常勤役員報酬表」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会において行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

役員報酬等並びに費用に関する規程

(別表)「常勤役員報酬表」

(月額、円)

第1級	10,000	第16級	160,000	第31級	310,000
第2級	20,000	第17級	170,000	第32級	320,000
第3級	30,000	第18級	180,000	第33級	330,000
第4級	40,000	第19級	190,000	第34級	340,000
第5級	50,000	第20級	200,000	第35級	350,000
第6級	60,000	第21級	210,000	第36級	360,000
第7級	70,000	第22級	220,000	第37級	370,000
第8級	80,000	第23級	230,000	第38級	380,000
第9級	90,000	第24級	240,000	第39級	390,000
第10級	100,000	第25級	250,000	第40級	400,000
第11級	110,000	第26級	260,000	第41級	410,000
第12級	120,000	第27級	270,000	第42級	420,000
第13級	130,000	第28級	280,000	第43級	430,000
第14級	140,000	第29級	290,000	第44級	440,000
第15級	150,000	第30級	300,000	第45級	450,000

[参考：旧表]

(別表)「常勤役員報酬表」

(月額、円)

第 1 級	100,000	第 16 級	250,000
第 2 級	110,000	第 17 級	260,000
第 3 級	120,000	第 18 級	270,000
第 4 級	130,000	第 19 級	280,000
第 5 級	140,000	第 20 級	290,000
第 6 級	150,000	第 21 級	300,000
第 7 級	160,000	第 22 級	310,000
第 8 級	170,000	第 23 級	320,000
第 9 級	180,000	第 24 級	330,000
第 10 級	190,000	第 25 級	340,000
第 11 級	200,000	第 26 級	350,000
第 12 級	210,000	第 27 級	360,000
第 13 級	220,000	第 28 級	370,000
第 14 級	230,000	第 29 級	380,000
第 15 級	240,000	第 30 級	390,000